

**平成30年度（事業実施年度－2019年度）  
共同募金「市地域使途計画助成事業」概要**

事業名	対象団体等	対象事業経費内訳	申請書記入事業名	助成期限	助成申請額 (上限)
団体活動支援事業	福祉団体	①団体活動に要する経費（運営費）	団体活動支援事業（運営費）	なし	100,000円
		②団体活動に要する経費（事業費） 会報・研修会・交流会・各種大会開催経費	団体活動支援事業／〇〇〇事業	2年	50,000円
		③車両運行事業に要する経費 支援に用いる車両を運行する経費	団体活動支援事業／車両運行事業	2年	50,000円
	地域団体	④子ども見守り地域活動事業に要する経費 児童生徒の登下校を見守る活動に必要な腕章・ジャンパー等購入経費・看板等作製費	団体活動支援事業／ 子ども見守り地域活動事業	2年	50,000円
施設活動支援事業	福祉施設	⑤施設活動に要する経費	施設活動支援事業／〇〇〇事業	2年	50,000円
	私立認可外 保育所	⑥幼児・園児が供する子育て支援事業に 要する経費 絵本・遊具等購入や備品購入経費	施設活動支援事業／ 私立認可外子育て支援事業	2年	50,000円
地域福祉 推進事業	旭川市社会福祉協議会	⑦旭川市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進事業費	地域福祉推進事業／〇〇〇事業	なし	予算の範囲内

◆ ④⑥については見積書を添付願います。

- 1 助成率・助成額／助成申請額は、事業費の5分の4以内とし、①の上限は100,000円、②～⑥の上限は50,000円とする。

(例) 経費 62,500円×80%=50,000円（助成申請額）  
 経費 100,000円×80%=80,000円 → 上限／50,000円（助成申請額）  
 経費 53,000円×80%=42,400円 → 42,000円（助成申請額）  
 千円未満は切り捨て願います。

- 2 ④の子ども見守り地域活動事業については、他団体からの支弁がないものとする。  
 3 繰越金がある場合は、事業報告、決算書の他に繰越金使途計画書を提出すること。  
 4 助成決定前に着手している事業については、助成決定後に支出した経費のみを助成対象とする。  
 5 助成期限のある事業については、2年間の助成継続後、2年間の間を空けることにより、再度申請することができる。  
 6 助成決定時期／平成31年4月  
 7 助成事業完了後の報告／当該事業の終了後、資金使途内容、事業の効果実績に関する報告書を提出すること。